

記入例
青字：記入箇所

様式第10号（第9関係）

令和〇年〇月〇日

（宛先）長野市長

申請者 住所 **長野市大字鶴賀緑町1613番地**
氏名 **長野建築**
連絡先（電話） **026-224-8901**

長野市空き家解体・利活用事業実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇建指第〇〇-交〇〇〇号をもって交付決定を受けた老朽危険空き家解体事業・空き家解体跡地利活用事業が完了したので、長野市空き家解体・利活用事業補助金交付要綱第9の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 老朽危険空き家解体事業 <input type="checkbox"/> 空き家解体跡地利活用事業
補助金交付決定額	¥1,200,000 円
工事期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで

添付書類

- 老朽危険空き家解体事業
 - 解体工事の工事請負契約書の写し
 - 解体工事の領収書の写し
 - 工事写真（着手前、工事中及び完了時の確認ができるもの）
 - その他市長が必要と認める書類
- 空き家解体跡地利活用事業
 - 建設工事の工事請負契約書の写し
 - 建設工事の領収書の写し
 - 工事写真（着手前及び完了時の確認ができるもの）
 - 建築基準法第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し
 - その他市長が必要と認める書類

その他の注意事項

※変更の注意事項

補助金の交付申請し決定した内容に変更が生じる場合は、変更内容の工事等に着手する前（当然、実績報告を行う前になります）に、変更承認申請書の提出をして、変更交付決定通知を受けることが必要です。ただし、工事費の補助対象経費以外の補助対象外工事費に変更があった場合は、変更承認申請は省略ができ、実績報告時に添付書類(1)エ、(2)オの見積書の写しを提出することになります。いずれの場合も、変更が生じそうになった時点で、長野市建築指導課までご連絡ください。

※工事写真の注意事項

- カラー、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上、A4サイズ程度の用紙に印刷又は貼り付けて提出
- 写真が逆光、暗い、ぼやけなど不鮮明であったり、印刷のインク不足等によるかすれ、変色など、状況が適切に確認ができない場合は、申請の受付ができません。
- 老朽危険空き家解体工事については見積書に記載された対象工事に含まれる立木等全てが写真で確認できるように撮影してください。

提出窓口・郵送先・お問い合わせ先

【住所】〒380-8512
長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
長野市役所 第二庁舎7階
建築指導課 空き家対策室
【電話】026-224-8901

窓口に提出する日付を記入

※郵送は投函する日付を記入
※事業完了日（工事完了日＝基本的には領収書発行日）から30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに提出

申請者の住所、氏名、電話番号を記入

※通常は補助金交付申請者と同一
※電話番号は日中に連絡がとれるものを記入（携帯電話番号など）

長野市から通知のあった「交付決定通知書」（変更があった場合は「変更承認通知書」）に記載された「通知日」及び「番号」を記入

該当する事業の口に✓を記入

補助金交付決定額を記入

※金額の前に¥マークを記入

工事期間を記入

※工事請負契約日から工事完了日（基本的には領収書発行日）を記入

添付書類

1. 老朽危険空き家解体事業

※(1)工事請負契約書の写し及び領収書の写しは、別紙「業者宛通知確認表」注意事項を確認してください。

※(3)工事写真は次の写真3部提出

- ・着手前：4枚（敷地全体を4方向より撮影）
- ・工事中（(1)の事業のみ）：4枚（仮設工事1枚、内部解体1枚、外部解体2枚）
- ・完了時：2枚（敷地全体を2方向より撮影）

添付書類

2. 空き家解体跡地利活用事業

※(1)工事請負契約書の写し及び(2)領収書の写しは、別紙「業者宛通知確認表」注意事項を確認してください。

※(3)工事写真は次の写真3部提出

- ・着手前：2枚（敷地全体を2方向より撮影）
- ・完了時：
 - 外観4枚（敷地全体を4方向より撮影）
 - 内観各室1枚（各室の内観全体がわかる位置から撮影）
- ※工建築基準法第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し（連名の場合は、宛名が連名になっているか確認する）